

第80期

# 定時株主総会招集ご通知

## ■ 開催日時

平成30年6月28日（木曜日）午前10時

## ■ 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー  
ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター

ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照ください  
ますようお願い申し上げます。

## 決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を  
除く。）5名選任の件

## 目 次

### 招集ご通知

第80期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

### 株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	3
議決権のご行使についてのご案内	10

(添付書類)

### 事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	12
2 会社の株式に関する事項	22
3 会社役員に関する事項	25
4 会計監査人に関する事項	28
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	29
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	32
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	34

### 連結計算書類

連結貸借対照表	35
連結損益計算書	36
連結株主資本等変動計算書	37

### 計算書類

貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	40

### 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	41
会計監査人の監査報告書 謄本	42
監査等委員会の監査報告書 謄本	43

証券コード 8609

平成30年6月7日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号

株式会社 岡三証券グループ

取締役社長 新 芝 宏 之

## 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、後述いたしますご案内の方法により平成30年6月27日(水曜日)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時	平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 5階 コンファレンスセンター (ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項	<b>報告事項</b> 1. 第80期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第80期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以 上

### 【お知らせ】

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - (1) 連結計算書類の連結注記表
  - (2) 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、**当社ウェブサイト**において、修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<http://www.okasan.jp>

岡三証券グループ

検索 

## 議案および参考事項

### 議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	かとうてつお 加藤哲夫	取締役副会長
2	しんしばひろゆき 新芝宏之	取締役社長
3	しんどうひろゆき 新堂弘幸	取締役
4	てらやまあきら 寺山彰	取締役
5	たなかみつる 田中充	



候補者  
番号

1

か とう てつ お  
加 藤 哲 夫

昭和23年2月1日生

- 所有する当社株式数 569,147株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役

#### 略歴、当社における地位および担当

昭和45年 5月	株式会社三菱銀行入行	平成 7年 6月	取締役副社長就任
昭和61年 6月	当社入社	平成 9年 6月	取締役社長就任
昭和61年12月	取締役就任	平成26年 4月	取締役副会長就任
平成 元年 6月	常務取締役就任		現在に至る
平成 3年 6月	専務取締役就任		

#### 取締役候補者とする理由

加藤哲夫氏は、平成9年に当社取締役社長に就任し、平成26年より当社取締役副会長を務めております。長年にわたる経営トップとしての豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの企業価値の向上およびコーポレートガバナンス強化のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者  
番号

2

新 芝 宏 之  
しん しば ひろ ゆき

昭和33年3月2日生

- 所有する当社株式数 37,000株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役

## 略歴、当社における地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成23年 4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
平成13年 6月	取締役就任	平成26年 4月	取締役社長就任 現在に至る
平成15年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任		
平成16年 6月	当社 常務取締役就任		
平成18年 6月	専務取締役就任		

## 取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、平成13年より当社取締役として企画部門を担い、平成26年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号

3

しん どう ひろ ゆき  
新 堂 弘 幸

昭和33年2月11日生

- 所有する当社株式数 36,000株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役社長

#### 略歴、当社における地位および担当

昭和56年 4月	当社入社	平成23年 6月	取締役就任（現任）
平成15年 6月	取締役就任	平成26年 4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任	平成29年 6月	同社 取締役社長兼社長執行役員就任 現在に至る
平成18年 6月	当社 取締役就任		
平成19年 6月	常務取締役就任 人事企画部担当		

#### 取締役候補者とする理由

新堂弘幸氏は、平成15年より当社取締役として営業本部・人事部門の担当および岡三証券(株)営業本部長を歴任し、平成26年より岡三証券(株)取締役社長として経営の手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号

4

てら  
寺

やま  
山

あきら  
彰

昭和31年3月1日生

- 所有する当社株式数 18,000株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役

### 略歴、当社における地位および担当

昭和53年 4月	当社入社	平成27年 6月	同社 専務取締役就任
平成13年 6月	取締役就任	平成28年 4月	同社 専務取締役 営業本部長
平成15年10月	岡三証券株式会社 取締役就任	平成28年 6月	当社 取締役就任（現任）
平成20年 4月	同社 常務取締役就任	平成30年 4月	岡三証券株式会社 取締役兼副社長執行役員就任 現在に至る
平成23年 6月	同社 常務取締役 投資情報部門管掌 当社 執行役員就任（現任）		
平成26年 4月	岡三証券株式会社 金融法人部門・法人営業部門・ 引受部門管掌兼法人業務部担当		

### 取締役候補者とする理由

寺山彰氏は、平成13年より当社取締役としてトレーディング部門、金融法人部門および投資情報部門の担当を歴任し手腕を発揮、平成28年より岡三証券(株)営業本部長を務めております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者  
番号

5

た  
田

なか  
中

みつる  
充

昭和33年8月20日生

■ 所有する当社株式数

19,000株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役

新任

### 略歴、当社における地位および担当

昭和56年4月 当社入社

平成13年6月 取締役就任

平成15年10月 岡三証券株式会社  
常務取締役就任

平成26年4月 同社 専務取締役就任  
営業本部長  
当社執行役員就任

平成26年6月 当社 取締役就任

平成28年4月 岡三証券株式会社  
金融法人部門・法人営業部門・  
引受部門管掌兼法人業務部担当

平成28年6月 当社 取締役退任

平成30年4月 専務執行役員就任  
戦略部門担当（グループCSO）  
岡三証券株式会社 企画部門担当  
現在に至る

### 取締役候補者とする理由

田中充氏は、平成13年より当社取締役として営業本部の担当、岡三証券(株)営業本部長および金融法人部門・法人営業部門・引受部門管掌を歴任し手腕を発揮、平成30年より当社専務執行役員として戦略部門担当を務めております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

メモ欄

Area with horizontal dashed lines for notes.

# 議決権のご行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただける場合



**開催日時** 平成30年6月28日（木曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。）。

## 書面にてご行使いただく場合



**行使期限** 平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

## インターネットにてご行使いただく場合



**行使期限** 平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）<sup>ウェブ行使</sup>にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月27日（水曜日）午後5時10分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、緩やかな景気拡大の動きが続きました。世界経済の拡大基調から輸出は増加基調となり、設備投資も堅調に推移しました。一方、個人消費は比較的鈍い状況が続きましたが、雇用情勢の改善が続き人手不足が深刻になるなかで、物価は緩やかに上昇を続け、2018年2月の消費者物価指数（生鮮食品を除く）の上昇率は約3年ぶりに前年同月比でプラス1%台に乗せました。

為替市場では、ドル円相場は2017年中は1ドル=107~115円程度での動きが続きましたが、日米の政治リスクなどから年明け以降は円高ドル安が進み、翌3月には一時1ドル=104円台をつけました。その後も米国を中心とした貿易摩擦への懸念は残り、106円台で当年度の取引を終えました。他方、ユーロ円相場は域内の景気回復や欧州中央銀行（ECB）による金融緩和縮小の動きなどから、2月には一時1ユーロ=137円台をつけました。ただし、その後は円高ユーロ安の動きが優勢となり、1ユーロ=131円近辺で当年度の取引を終えました。

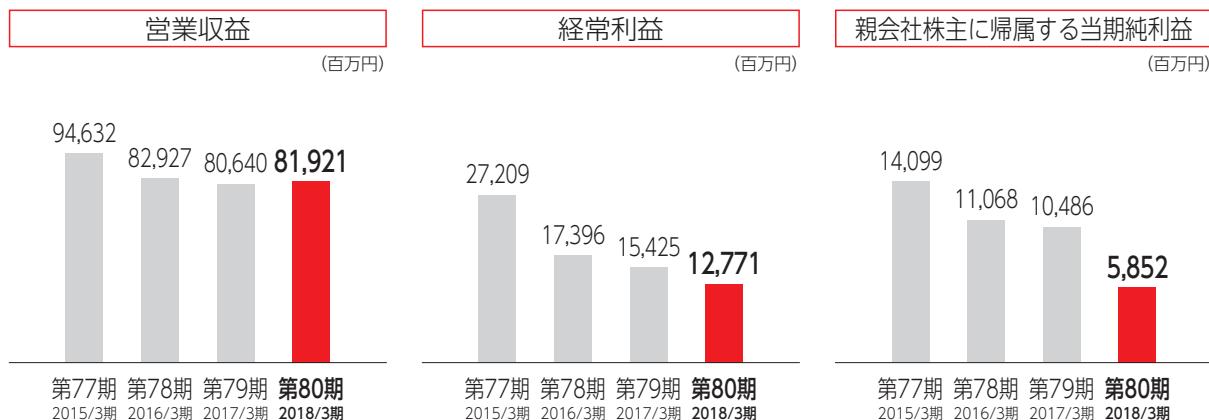
株式市場は、夏場にかけて北朝鮮リスク等の高まりや円高ドル安が意識され、日経平均株価は2万円付近で冴えない動きとなりましたが、秋口以降は衆院選与党勝利による政治基盤の安定を好感し、過去最長となる16連騰を記録するなど堅調に推移しました。企業の好業績等も投資家心理の支えとなり、11月にはバブル崩壊後の戻り高値を更新し、翌1月には約26年ぶりに一時24,000円台をつけました。しかし、2月以降は米国発の世界同時株安に見舞われたことから日経平均株価も大幅に下落し、21,454円30銭で当年度の取引を終えました。

債券市場では、10年国債利回りをゼロ%程度に推移させるという日銀の金利操作方針のもと、7月や翌2月の金利上昇局面では、0.10%近辺で日銀が指値での国債買入オペを実施し、利回り上昇を抑えました。一方、9月に10年国債利回りが一時マイナス利回りをつけた局面においても、日銀は国債買入額の減額で対応し、マイナス圏への利回り低下は一時的にとどまりました。10年国債利回りは年度を通じて概ね日銀の操作目標近辺での横ばい推移となり、0.045%で当年度の取引を終えました。

このような状況のもと、中核子会社の岡三証券株式会社においては、新規出店など営業機能の強化や市況に即した投資情報の提供に努め、引き続き地域密着型の営業活動を展開するとともに、グループ内外の証券会社等との連携による確定拠出型年金サービスの提供先拡大や、金融情報分析AI開発企業との業務資本提携など新たな取り組みを推進しました。一方、インターネット取引専門の岡三オンライン証券株式会社においては、新規口座開設の即時化対応や一般信用取引の取扱い開始、AIを活用した投資情報サービスの提供開始など、お客さま向けサービスの向上を

通じた営業基盤の拡大に努めました。また、岡三アセットマネジメント株式会社においては、運用パフォーマンス向上のため、経済環境分析や企業調査等に注力したほか、投資先企業の企業価値向上に資するため投資先との対話（エンゲージメント）や議決権行使に取り組み一方、「ニッポン創業経営者ファンド」などの公募投信の開発や機関投資家向けに私募投信の提案を行い運用資産の拡大に努めました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は819億21百万円（前年度比101.6%）、純営業収益は807億58百万円（同101.6%）となりました。販売費・一般管理費は690億37百万円（同105.7%）となり、経常利益は127億71百万円（同82.8%）、親会社株主に帰属する当期純利益は58億52百万円（同55.8%）となりました。



## ① 損益の概況

### 受入手数料

受入手数料の合計は527億76百万円（前年度比112.1%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

### 委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は23億9百万株（前年度比90.9%）、売買代金は3兆2,117億円（同117.2%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は197億53百万円（同127.6%）となりました。また、債券委託手数料は2百万円（同18.7%）、その他の委託手数料は4億7百万円（同63.9%）となり、委託手数料の合計は201億63百万円（同125.0%）となりました。

### 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当年度における株式の引受けは、大型案件の引受けや主幹事の獲得などにより、引受金額が大幅に増加しました。一方、債券の引受けは、地方債や事業債の主幹事を務めるなど実績を重ねましたが、手数料は前年同期比で減少しました。

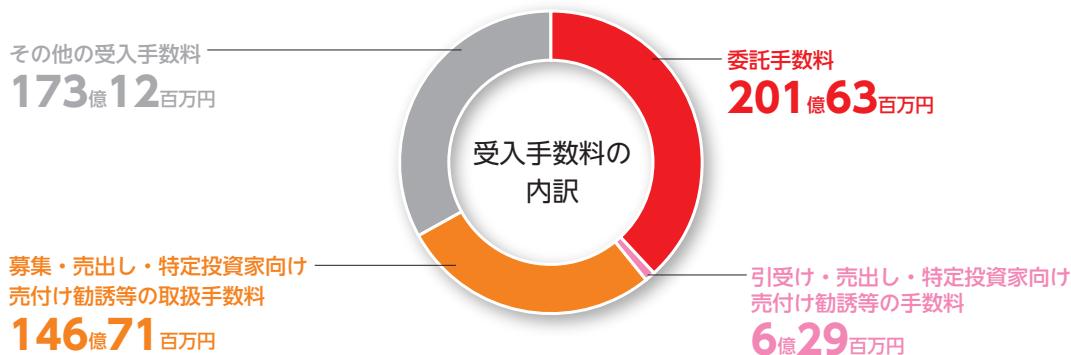
これらの結果、株式の手数料は5億12百万円（前年度比213.6%）、債券の手数料は1億16百万円（同72.8%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は6億29百万円（同157.1%）となりました。

### 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度においては、相対的に高い利回りが期待できる、ハイイールド債券や高配当株式等で運用するファンドの販売が堅調だったほか、堅調な世界経済を背景に、特に成長著しいアジアの株式に投資するファンドの販売が堅調でした。また、今後の成長が期待できるテーマとして強いリーダーシップを発揮する創業経営者に着目した日本株ファンドや、テクノロジー分野で注目される中国企業の株式に投資するファンドを導入するなど、品揃えの拡充を図りました。

これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は146億71百万円（前年度比109.6%）となりました。一方、その他の受入手数料については、投資信託の信託報酬等により173億12百万円（同100.9%）となりました。



## トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度においては、年度半ばには一時的にリスク回避の動きが強まったものの、良好な米国経済および米国税制改革への期待から米国株式市場は堅調に推移しました。しかし、2018年2月以降は米中貿易摩擦への警戒感が意識され、株式・為替ともに調整色を強めました。

これらの結果、株券等トレーディング損益は185億29百万円（前年度比94.1%）、債券等トレーディング損益は80億78百万円（同68.0%）となり、その他のトレーディング損益66百万円の損失（前年度は2億85百万円の損失）を含めたトレーディング損益の合計は265億41百万円（前年度比84.9%）となりました。

## 金融収支

金融収益は17億45百万円（前年度比116.9%）、金融費用は11億62百万円（同98.6%）となり、差引の金融収支は5億82百万円（同185.4%）となりました。

## その他の営業収益

金融商品取引業及び同付随業務に係るもの以外の営業収益は、8億56百万円（前年度比106.8%）となりました。

## 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費や不動産関係費、事務費等の増加により、690億37百万円（前年度比105.7%）となりました。

## 営業外損益および特別損益

営業外収益は14億9百万円、営業外費用は3億58百万円となりました。また、特別利益は投資有価証券売却益の計上等により50億65百万円、特別損失は減損損失や固定資産除売却損の計上等により71億64百万円となりました。

## ② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

### 証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、株式委託手数料や投資信託の販売にかかる手数料が増加した一方、トレーディング損益は減少し、当年度における証券ビジネスの営業収益は730億9百万円（前年度比102.4%）、セグメント利益は120億44百万円（同96.3%）となりました。

### アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、運用パフォーマンス向上のため、経済環境分析や企業調査等に注力したほか、投資先企業の企業価値向上に資するため、投資先との対話（エンゲージメント）や議決権行使に取り組みました。また、ニッポン創業経営者ファンドなどの公募投信の開発や機関投資家向けに私募投信の提案を行い、運用資産の拡大に努めました。これらの結果、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は123億79百万円（前年度比97.7%）、セグメント利益は13億97百万円（同101.9%）となりました。

### サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は122億94百万円（前年度比102.9%）、セグメント損失は8億46百万円（前年度は4億27百万円の利益）となりました。

(注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。  
2. セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

## 2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、岡三証券株式会社において店舗の新設やリニューアル等を実施したほか、グループ各社においてシステム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

## 3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

#### 4. 対処すべき課題

我々は今、「旧秩序」から「新秩序」へ向かう大きな構造転換の渦中にいるのではないかと感じています。長きに亘る米国覇権、グローバリゼーション、金融緩和を基盤とする時代は終わりを告げ、翻って中国覇権、保護主義、金利上昇が基盤となる時代の兆しが見え始めました。更に第四次産業革命の実現は、社会・経済の変化をもたらしつつあります。

冷戦終結以降続いたグローバル化の流れは、トランプ大統領により保護主義へ回帰し始めています。また、日米欧による金融緩和政策からの出口戦略は、過去30年に亘る金利の下降トレンドを変えようとしています。ネットワーク社会が更に進化し、今後はAI（人工知能）の活用が加速的に進み、より一層豊かな社会が期待されています。一方で、仮想通貨流出事件で改めてクローズアップされたダークウェブなど、テクノロジーの負の側面、様々な問題点も浮き彫りになってきました。新旧秩序の衝突、それに伴う混乱等により、暫く不安定な時代が避けられず、ビジネスの世界でも新たな覇者が台頭すると同時に、旧来型の淘汰が加速すると考えています。

当社を取り巻く業界環境においても、規制改革とフィンテック革命という2つの大きな変革によって、証券ビジネスの在り方そのものが大きく変わろうとしています。加えて、物価、金利が上昇局面へ転換する兆しが見られ、そして人生100年時代が意識される長寿社会を迎え、改めてわが国においても、欧米で先行した貯蓄から投資への潮流が起こりつつあるように感じています。

このような時代にあって、当社では「投資アドバイスのプロフェッショナル」として、お客さまの資産形成、資産運用、そして資産管理に至る様々なニーズに応えることが、当社グループの社会的役割を果たしていくことになるのだと考えています。創業以来、95年を超えて守り続けてきた「お客さま大事」の経営哲学、つまり当社流の「顧客本位」を更に極めてまいりたいと存じます。人材育成、営業の質的強化を推進し、主軸である証券ビジネスの経営基盤を一層強固なものにすると共に、グループ内、グループ外での連携等を更に強化し、独自の証券ネットワークの拡大を図ることで、グループ全体の企業価値の持続的な向上に努めてまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産および損益の状況

区 分		第77期 (H26.4.1~H27.3.31)	第78期 (H27.4.1~H28.3.31)	第79期 (H28.4.1~H29.3.31)	第80期 (H29.4.1~H30.3.31)
営業収益	(百万円)	94,632	82,927	80,640	<b>81,921</b>
(うち受入手数料)	(百万円)	(63,341)	(57,665)	(47,073)	<b>(52,776)</b>
経常利益	(百万円)	27,209	17,396	15,425	<b>12,771</b>
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	14,099	11,068	10,486	<b>5,852</b>
1株当たり当期純利益	(円)	71.20	55.94	52.93	<b>29.56</b>
総資産	(百万円)	649,489	515,743	552,844	<b>477,760</b>
純資産	(百万円)	171,411	172,097	178,256	<b>180,048</b>

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 <sup>百万円</sup>	100.00 <sup>%</sup>	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	2,500	100.00	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	36.24	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	22.28	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 <sup>百万香港ドル</sup>	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	1,000 <sup>百万円</sup>	21.19	投資運用業 投資助言・代理業
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	33.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	45.11	不動産業 保険代理店業

---

## 7. 特定完全子会社に関する事項

### ① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

### ② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

34,199百万円

### ③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

96,334百万円

## 8. 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用ならびに投資助言・代理、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

## 9. 主要な営業所等（平成30年3月31日現在）

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社（東京都） 全国本支店62店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所、 ロンドン駐在員事務所 岡三オンライン証券株式会社（東京都） 岡三にいがた証券株式会社（新潟県） 三晃証券株式会社（東京都） 三縁証券株式会社（愛知県） 岡三国際（亞洲）有限公司（香港）
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社（東京都）
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社（東京都） 岡三ビジネスサービス株式会社（東京都） 岡三興業株式会社（東京都）

## 10. 使用人の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前年度末比増減
3,553人	99人増

## 11. 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	12,384 <sup>百万円</sup>
株式会社りそな銀行	9,338
三井住友信託銀行株式会社	9,200
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

## 2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 750,000,000株
2. 発行済株式の総数 208,214,969株
3. 当事業年度末の株主数 21,130名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	9,732 <sup>千株</sup>	4.87 <sup>%</sup>
農林中央金庫	9,700	4.85
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.37
大同生命保険株式会社	8,660	4.33
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
有限会社藤精	5,266	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,002	2.50
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925	2.46
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924	2.46

(注) 当社は、自己株式8,343,566株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役ならびに執行役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	第1回新株予約権 (2015年)	第2回新株予約権 (2016年)	第3回新株予約権 (2017年)
発行決議日	平成27年6月26日	平成28年6月29日	平成29年6月29日
新株予約権の数	1,294個	2,160個	1,447個
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 129,400株	当社普通株式 216,000株	当社普通株式 144,700株
新株予約権の発行価額 (1個当たり)	71,600円	38,400円	61,500円
新株予約権の行使価額	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円	株式1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年7月14日から 平成57年7月13日まで	平成28年7月15日から 平成58年7月14日まで	平成29年7月15日から 平成59年7月14日まで
新株予約権の主な 行使条件	別記	別記	別記

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役、執行役員および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

**① 当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等**

	第1回新株予約権 (2015年)	第2回新株予約権 (2016年)	第3回新株予約権 (2017年)
新株予約権の数	274個	537個	430個
保有者数	4名	4名	5名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 27,400株	当社普通株式 53,700株	当社普通株式 43,000株

**② 当事業年度中に当社子会社である岡三証券株式会社の取締役および執行役員に対して交付した新株予約権等**

	第3回新株予約権 (2017年)
新株予約権の数	1,017個
交付者数	21名
新株予約権の目的である株式の種類および数	当社普通株式 101,700株

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤哲夫	取締役副会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役
新芝宏之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役(代表取締役)
新堂弘幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
村井博幸	取締役	企画部門担当	岡三証券株式会社 取締役
早川政博	取締役	人事部門担当兼 グループ秘書室長	岡三証券株式会社 取締役
金井政則	取締役		岡三にいがた証券株式会社 取締役社長(代表取締役)
寺山彰	取締役		岡三証券株式会社 取締役(代表取締役)
榊芳男	取締役	管理部門担当	岡三証券株式会社 取締役
江越誠	取締役		岡三情報システム株式会社 取締役社長(代表取締役)
夏目信幸	取締役 (監査等委員)		
比護正史	取締役 (監査等委員)		
河野宏和	取締役 (監査等委員)		スタンレー電気株式会社 社外取締役 横浜ゴム株式会社 社外取締役
宗岡恒雄	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役(監査等委員)比護正史、河野宏和および宗岡恒雄の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)比護正史、河野宏和および宗岡恒雄の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 取締役（監査等委員）宗岡恒雄氏は、金融機関における業務経験および金融機関の経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集を可能とすることと、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所轄部署部門等との十分な連携を可能とすべく、夏目信幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 平成30年4月1日付で、取締役の地位および担当について次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当	
	異動前	異動後
村井博幸	企画部門担当	
早川政博	人事部門担当兼グループ秘書室長	人事部門担当兼秘書室長 (グループCHRO)
榊芳男	管理部門担当	管理部門・リスク管理部担当 (グループCFO兼グループCRO)

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## 3. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役 (監査等委員であるものを除く)	6名	245百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	6名 (4名)	38百万円 (18百万円)
計	12名	283百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役25百万円）を含んでおります。  
 なお、監査等委員である取締役は株式報酬型ストックオプション制度の対象外であります。
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は年額7億20百万円であります。  
 （平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
3. 株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。  
 （平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
4. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円であります。  
 （平成27年6月26日開催の第77期定時株主総会決議）
5. 上記人数には、平成29年6月に退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）1名および監査等委員である取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

#### 4. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	比護正史	当事業年度中に開催した取締役会11回のうち10回に、また、監査等委員会11回のうち10回に出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	河野宏和	当事業年度中に開催した取締役会11回のうち10回に、また、監査等委員会11回全てに出席し、経営管理に関する専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	宗岡恒雄	当事業年度中、社外取締役就任後に開催した取締役会9回全てに、また、監査等委員会8回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

## 4 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### 3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### 4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められた場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### 1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反または違反の疑義のある行為等を発見した場合には、内部監査担当から取締役会に報告するとともに、その審議の結果に基づき、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

### 3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。リスク管理担当は、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を取締役会に報告する。

内部監査担当部署は、当社子会社のリスク管理の状況を監査し、定期的に取り締役会に報告する。

### 4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的に取り締役会および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

## 5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

## 6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行う。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従う。

## 7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

## 8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的に行い、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## 9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当事業年度は定時を含め11回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役に一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 当社グループコンプライアンス部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては取締役会にて報告が行われております。
- ③ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「コンプライアンス・ホットライン制度」を定め、当社グループコンプライアンス部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役職員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

## 6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

### 2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、平成28年6月29日開催の当社第78期定時株主総会において承認決議されております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
  - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。

- (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間が与えられること。
- (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。
- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
- ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付者による会社の支配が会社に回復しがたい損害をもたらすとき等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
- ④ 当社取締役会は、対抗策の発動については社外取締役および社外有識者等により構成される独立委員会の勧告に原則として従うこと。

### 3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
- (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
- (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
- (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
- ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと。
- 対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
- ③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。
- 対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

---

## 7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当につきましては、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。また、内部留保金の使途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。

この基本方針に従って、期末配当につきましては1株当たり25円といたしました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>401,149</b>	<b>流動負債</b>	<b>267,461</b>
現金・預金	59,847	トレーディング商品	63,011
預託金	68,932	商品有価証券等	62,961
顧客分別金信託	66,300	デリバティブ取引	50
その他の預託金	2,632	信用取引負債	12,005
トレーディング商品	112,137	信用取引借入金	6,503
商品有価証券等	112,117	信用取引貸証券受入金	5,502
デリバティブ取引	20	有価証券担保借入金	19,372
約定見返勘定	9,688	有価証券貸借取引受入金	19,372
信用取引資産	51,478	預り金	37,484
信用取引貸付金	48,517	受入保証金	36,506
信用取引借証券担保金	2,961	有価証券等受入未了勘定	91
有価証券担保貸付金	87,548	短期借入金	89,646
借入有価証券担保金	87,548	未払法人税等	2,042
立替金	399	繰延税金負債	24
短期差入保証金	3,682	賞与引当金	2,366
短期貸付金	132	その他の流動負債	4,909
前払費用	1,201	<b>固定負債</b>	<b>28,963</b>
未収収益	3,104	長期借入金	10,048
有価証券	1,500	リース債務	876
繰延税金資産	1,036	再評価に係る繰延税金負債	1,457
その他の流動資産	463	繰延税金負債	6,135
貸倒引当金	△ 6	役員退職慰労引当金	147
<b>固定資産</b>	<b>76,610</b>	退職給付に係る負債	6,341
有形固定資産	19,469	その他の固定負債	3,957
建物	6,556	<b>特別法上の準備金</b>	<b>1,286</b>
器具備	1,264	金融商品取引責任準備金	1,286
土地	10,654	<b>負債合計</b>	<b>297,711</b>
リース資産	993	<b>(純資産の部)</b>	
無形固定資産	5,905	<b>株主資本</b>	<b>144,480</b>
ソフトウェア	4,103	資本金	18,589
その他の資産	1,802	資本剰余金	16,420
投資その他の資産	51,235	利益剰余金	113,224
投資有価証券	42,647	自己株	△ 3,754
長期差入保証金	3,823	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>12,232</b>
長期貸付金	13	その他有価証券評価差額金	11,627
退職給付に係る資産	1,434	土地再評価差額金	401
繰延税金資産	2,413	為替換算調整勘定	△ 70
その他の他金	2,329	退職給付に係る調整累計額	274
貸倒引当金	△ 1,427	<b>新株予約権</b>	<b>235</b>
<b>資産合計</b>	<b>477,760</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>23,100</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>180,048</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>477,760</b>

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営	業							81,921
受	レ	入	手	数	損		52,776	
ト		一	イ	ン	グ		26,541	
金	そ	の	の	の	の		1,745	
純	営	業	業	業	業		856	1,162
販	費	費	費	費	費			80,758
取	引	・	一	般	管	理		69,037
人	動	産	関	関	係		13,164	
不	価	税	務	却			33,817	
事	税	引	償	公			7,462	
減	倒	引	当	金	繰	入	6,432	
租			の	の			3,608	
賃							1,287	
そ							△ 3	
							3,267	
営	業							11,720
営	業	外	外	取	当	益		1,409
受	分	取	配	当	資	金	927	
持	法	に	よ	投	利	益	92	
為	替	替	る	差		益	232	
そ						他	156	
営	業	外	外	費		用		358
支	業	業	業	利		息	56	
固	定	資	産	除	売	損	229	
そ						他	72	
								12,771
経	常							5,065
特	別							5,065
投	有	価	証	券	売	却	5,018	
金	融	取	引	責	準	金	46	
融	商	品	責	任	備	戻		
		損	任	損	損			7,164
特	別	損	損	損				7,164
減	定	資	産	除	売	却	4,823	
固	資	有	価	証	券	却	2,269	
投	資	有	価	証	券	却	62	
							9	
税	金	等	調	整	前	当		10,672
法	人	税、	住	民	税	及		10,672
法	人	人	税	等	等	調		7,164
法	人	税	等	等	等	整		10,672
							4,657	
							△ 1,028	
								3,629
								7,043
								1,191
								5,852

## 連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,589	16,422	112,282	△ 3,785	143,508
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 4,909		△ 4,909
親会社株主に帰属する当期純利益			5,852		5,852
自 己 株 式 の 取 得				△ 21	△ 21
自 己 株 式 の 処 分		2	△ 0	52	54
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△ 4			△ 4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 2	942	30	971
当 期 末 残 高	18,589	16,420	113,224	△ 3,754	144,480

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	12,382	401	156	310	13,250	161	21,335	178,256
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 4,909
親会社株主に帰属する当期純利益								5,852
自 己 株 式 の 取 得								△ 21
自 己 株 式 の 処 分								54
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△ 4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 754	-	△ 227	△ 36	△ 1,017	73	1,765	821
連結会計年度中の変動額合計	△ 754	-	△ 227	△ 36	△ 1,017	73	1,765	1,792
当 期 末 残 高	11,627	401	△ 70	274	12,232	235	23,100	180,048

# 計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>15,998</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,046</b>
現金及び預金	5,215	短期借入金	5,500
繰延税金資産	28	未払金	1,819
短期貸付金	7,600	未払費用	128
未収入金	2,698	未払法人税等	488
その他の流動資産	456	賞与引当金	9
<b>固 定 資 産</b>	<b>80,335</b>	その他の流動負債	99
有形固定資産	3,746	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,546</b>
建物	1,675	長期借入金	5,800
器具備品	38	受入保証金	1,367
土地	2,033	繰延税金負債	3,019
無形固定資産	18	資産除去債務	42
借地権	5	その他の固定負債	317
ソフトウェア	12	<b>負 債 合 計</b>	<b>18,593</b>
その他	0	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
投資その他の資産	76,570	<b>株 主 資 本</b>	<b>69,883</b>
投資有価証券	22,501	資本金	18,589
関係会社株式	52,535	資本剰余金	12,900
長期差入保証金	1,295	資本準備金	12,766
その他	388	その他資本剰余金	133
貸倒引当金	△ 149	利益剰余金	41,480
		利益準備金	3,224
		その他利益剰余金	38,255
		別途積立金	30,000
		繰越利益剰余金	8,255
		自己株式	△ 3,086
		<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>7,621</b>
		その他有価証券評価差額金	7,621
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>235</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>96,334</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>77,740</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>96,334</b>

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		11,836
商	標	使	用	1,264	
不	動	賃	貸	1,350	
そ	の	の	売	56	
金	融	収	上	9,163	
営	業	費	用		3,732
販	売	・	一	3,598	
取	引	関	件	1,136	
人	動	産	関	508	
不	産	務	係	1,214	
事	価	償	却	210	
減	税	の	公	158	
租			課	283	
そ			他	85	
金	融	費	用	134	
営	業	利	益		8,103
営	業	外	収		566
受	取	配	当	548	
そ		の		18	
営	業	外	費		0
経	常	利	益		8,669
特	別	利	益		4,963
固	定	資	産	2	
投	資	有	価	4,961	
特	別	証	券		6,801
投	資	有	価	0	
投	資	有	価	9	
関	係	会	社	6,792	
税	引	前	当		6,831
法	人	税、	住		1,363
法	人	税	民		△ 51
法	人	税	等		1,311
当	期	純	利		5,519

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	18,589	12,766	122	12,889	3,224	30,000	7,730	40,955
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△ 4,994	△ 4,994
当期純利益							5,519	5,519
自己株式の取得								
自己株式の処分			11	11				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	11	11	-	-	525	525
当 期 末 残 高	18,589	12,766	133	12,900	3,224	30,000	8,255	41,480

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△ 3,108	69,325	9,525	161	79,012
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 4,994			△ 4,994
当期純利益		5,519			5,519
自己株式の取得	△ 21	△ 21			△ 21
自己株式の処分	43	54			54
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△ 1,904	73	△ 1,830
事業年度中の変動額合計	21	558	△ 1,904	73	△ 1,271
当 期 末 残 高	△ 3,086	69,883	7,621	235	77,740

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社岡三証券グループ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊟  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 ㊟  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月7日

株式会社岡三証券グループ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 榎倉昭夫 ㊟  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 猿渡裕子 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- i) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査等委員会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の充実に資する事を監査の基本方針として監査計画を定め、①顧客本位の業務運営の検証、②グループ会社監査の強化、③業務に係わる内部統制システムの構築・運用状況の監視及び検証、④財務報告に係わる内部統制システムの整備・運用状況の監視及び検証、⑤コーポレートガバナンス・コードへの対応を重点項目に設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ii) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- iii) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- i) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- iii) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- iv) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月11日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 夏 目 信 幸 ㊟

社外監査等委員 比 護 正 史 ㊟

社外監査等委員 河 野 宏 和 ㊟

社外監査等委員 宗 岡 恒 雄 ㊟

以 上

